

寒河江市選挙管理委員会告示第19号

直接請求における選挙人連署の基準となる数を、次のように告示する。

令和7年3月3日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋 達也

令和7年3月3日登録の選挙権を有する者の総数は、33,101人であるので、直接請求における選挙人連署の基準となる50分の1、3分の1及び6分の1の数は、下記のとおりである。

記

- 1 条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求、合併協議会設置の請求等における選挙人連署基準数（50分の1）
（地方自治法第74条、第75条、市町村の合併の特例に関する法律第4条、第5条）
663人
- 2 議会の解散、議員の解職及び市長の解職等の請求における選挙人連署の基準数
（3分の1）
（地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条）
11,034人
- 3 市町村の合併協議会の設置の請求が否決された場合の住民投票の請求における選挙人連署の基準数（6分の1）
（市町村の合併の特例に関する法律第4条、第5条）
5,517人